

家庭用塩の表示について

1 調査の背景・目的

塩の専売制度の廃止（平成 9 年 4 月）、輸入規制¹、参入規制²及び流通規制³の終了（平成 14 年 4 月）等を契機として、今日、様々な種類の一般消費者向けの調理用塩（以下「家庭用塩」という。）が販売されている。近年、我が国の家庭用塩全体の消費量は減少傾向にあるものの、製造方法、地名、ミネラル・にがり、天然・自然等を強調表示した家庭用塩の消費量は増加傾向にある。

このように、家庭用塩について、一般消費者の選択の幅が広がっていく一方で、一般消費者からは、家庭用塩の表示が分かりにくいとの情報が寄せられている。

このため、一般消費者の適正な商品選択に資する観点から、家庭用塩の表示に関する実態調査を行い、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）上の考え方を整理した。

2 調査の方法

- (1) 平成 15 年中に収集した家庭用塩 115 点の容器包装における表示の分析
- (2) 一般消費者から公正取引委員会等に寄せられた情報の分析、消費者団体、家庭用塩を製造・販売する事業者及び家庭用塩関連の事業者団体からのヒアリング

3 家庭用塩の製造方法

家庭用塩の製造について、岩塩⁴又は湖塩⁵が存在する国においては、これらから直接塩が採取されている。また、乾燥地域においては、海水を太陽熱と風力によって自然乾燥させて結晶化させる方法で天日塩が製造されている。

しかし、我が国は、岩塩や湖塩に恵まれておらず、また、気候が高湿多雨であることから、古くから、原材料に海水を利用し、採かん⁶及びせんごう⁷の工程を経て家庭用塩の製造が行われてきた（以下、この方法により製造された家庭用塩を「海塩」という。）。

現在、我が国で製造されている家庭用塩には、海塩の他に、外国から輸入した天日塩、他社から仕入れた塩等を海水等で溶解することにより濃い塩水をつくり、せんごうの工程を経て製造されるもの（以下「再生加工塩」とい

¹ ソーダ工業用塩等以外の塩は、(財)塩事業センターが一元的に輸入する。

² 塩卸売業に対する新規参入に経験要件（5年以上）を課すことによって新規参入を抑制する。

³ 塩製造業者は、製造した塩を、(財)塩事業センター、卸売業者を通じて販売する。

⁴ 塩が地中で岩石化した鉱物資源

⁵ 塩の堆積層を有する塩水の湖（塩湖）から得られる塩

⁶ 濃い塩水（かん水）を採ること

⁷ かん水を煮詰めて塩を結晶化させること

う。)等がある。

海塩を製造する場合の採かんの方法には、イオン交換膜濃縮装置⁸、海水淡水化装置、網に海水をかけ太陽熱と風力によって水分を蒸発させる装置等を用いるものがある。

また、海塩や再生加工塩のせんごうの方法としては、真空式蒸発缶⁹や平釜を用いるもの等がある。

なお、現在、我が国で販売されている家庭用塩には、海塩、再生加工塩等の他に、海外で製造されたものをそのまま輸入して販売する輸入塩がある。

4 家庭用塩の表示における訴求事項

今回調査を行った家庭用塩 115 点のほとんどにおいて、一般消費者の本物志向、健康志向、グルメ志向等に対応して、これらを訴求する様々な表示が行われており、特に、製造方法の特徴、原材料、地名、天然・自然に関する表示は5割以上の商品にみられた。

家庭用塩 115 点の表示の訴求事項の状況を分類すると次のとおりである。

家庭用塩の表示における訴求事項

表示における訴求事項	商品数	比率 (%)
1 製造方法に関する表示	90	78.3
2 成分・原材料に関する表示	80	70.0
ミネラル成分・にがりを含む旨の表示	71	61.7
添加物を使用していない旨の表示	12	10.4
海洋深層水を使用している旨の表示	11	9.6
3 地名の表示	75	65.2
4 天然・自然である旨の表示	61	53.0

(注) 「表示における訴求事項」が2以上にわたる商品があるため、「成分・原材料に関する表示」欄の数は、当該欄の各項目数の合計と、また、「商品数」欄の数の合計は調査数115点と、いずれも一致しない。

5 家庭用塩の表示の状況、景品表示法上の考え方等

上記4で示した家庭用塩の表示の訴求事項ごとに、表示の状況、表示から一般消費者が受ける認識、実際の品質等及び景品表示法上の考え方をまとめると次のとおりとなる。

(1) 製造方法に関する表示

ア 表示の状況

調査対象の家庭用塩の78.3%において、家庭用塩の製造方法の特徴を強調した次のような表示がみられ、家庭用塩を製造・販売する事業者

⁸ 塩分だけを通過させる膜と電気エネルギーを用いるものがある。

⁹ 立釜の内部を真空状態にし、蒸気加熱することにより、効率的に水分を蒸発させることができる装置

は，一般消費者に対して，このような表示により，品質等が優れた家庭用塩である旨を示そうとする傾向があることがうかがえる。

- ・ 「輸入天日塩を沖縄の海水で溶解し，平釜でじっくりと時間をかけて煮詰め」
- ・ 「昔ながらの平釜で薪を焚いてじっくり煮詰めて作った」
- ・ 「手づくりにこだわった」
- ・ 「太陽と風だけで結晶化した」

イ 一般消費者の認識

一般消費者は，上記アのような製造方法の特徴の表示から，次のように，特徴ある方法によって製造された品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。

- ・ 具体的な製造工程は思い浮かばないが，何か良さそう
- ・ 上等，おいしそう

ウ 実際の品質等

家庭用塩の結晶の形状は，塩を結晶化させる工程に真空式蒸発缶，平釜等どのような装置を用いるか，どのような加熱方法を採用かにより変化し，それによって，溶けやすい，食材になじみやすい等，家庭用塩の用途に応じた品質の特徴が現れると言われている。

エ 景品表示法上の考え方

誤認されるおそれのある表示

製造方法の特徴を表示する場合，一般消費者は，特徴ある方法によって製造された品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。このため，次のような表示は，家庭用塩の品質等について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すもの等であるおそれがあり，一般消費者に誤認されるおそれがある。

- ・ 事実と異なる製造方法の表示
- ・ 当該製造方法の特徴を反映した品質等の優良性がほとんどないにもかかわらず，当該製造方法を用いることにより品質等が優れているとする表示

なお，一般消費者に対する適正な情報提供の観点からは，製造方法の特徴を表示する場合には，当該製造方法により家庭用塩の品質等がどのように優れているか等について，具体的に表示することが望ましい。

(2) 成分・原材料に関する表示

調査対象の家庭用塩の70.0%において，家庭用塩の成分・原材料に関する何らかの表示（ミネラル成分・にがりを含む旨，添加物を使用していない旨又は海洋深層水を使用している旨）がみられた。

ア ミネラル成分・にがりを含む旨の表示

(ア) 表示の状況

調査対象の家庭用塩の61.7%において、ミネラル成分・にがりを含む旨を強調した次のような表示がみられ、家庭用塩を製造・販売する事業者は、一般消費者に対して、このような表示により、品質等が優れた家庭用塩である旨を示そうとする傾向があることがうかがえる。

- ・ 「現代人に不足しがちな海のミネラルを豊富に含んでいる」
- ・ 「海水中に溶け込んだニガリ成分がバランスよく含まれています」
- ・ 「海のミネラルを含んだまるやかでおいしい塩」
- ・ 「にがりが入っているので塩なれがよく漬物などに最適」

(イ) 一般消費者の認識

一般消費者は、上記(ア)のようなミネラル成分・にがりを含む旨の表示から、次のように、ミネラル成分・にがりを含んだ品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。

なお、家庭用塩の主成分は塩化ナトリウムであることから、ミネラル成分・にがりを含む旨の表示について、一般消費者は、ナトリウム以外のミネラル成分が含まれているものと、通常、認識すると考えられる。

- ・ ミネラル成分が入っていると、体に良さそう
- ・ ミネラル成分が入っていると、味が良さそう

(ウ) 実際の品質等

塩化マグネシウム等のミネラル成分は、海水から塩を結晶化させた後に当該結晶のすき間に残る液体（にがり）に含まれていることから、家庭用塩に含まれるミネラル成分・にがりの量は、塩を結晶化させた後の脱水・乾燥の工程で変化するほか、製造工程の中でミネラル成分を添加することにより調整される場合がある。

通常、ミネラル成分の大部分は、脱水、乾燥の工程でにがりとともに除去されることから、家庭用塩に含まれるミネラル成分の絶対量は極めて少ないと言われている。

また、家庭用塩に含まれるミネラル成分の種類や量によって、家庭用塩の味が変化するとされている。

(I) 景品表示法上の考え方

誤認されるおそれのある表示

ミネラル成分・にがりを含む旨を表示する場合、一般消費者は、ミネラル成分・にがりを含んだ品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。このため、次のような表示は、家庭用塩の品質等について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すもの等であるおそれがあり、一般消費者に誤認されるおそれがある。

- ・ ミネラル成分・にがりを全く又はほとんど含んでいないにもかかわらず，ミネラル成分・にがりを含む旨の表示
- ・ 通常摂取する程度の量ではナトリウム以外のミネラル成分が十分に補給できないにもかかわらず，家庭用塩を摂取することによりミネラル成分が容易に補給できる旨の表示
- ・ ミネラル成分・にがりを含んでいることを反映した品質等の優良性がほとんどないにもかかわらず，ミネラル成分・にがりを含むことにより品質等が優れているとする表示

なお，一般消費者に対する適正な情報提供の観点からは，ミネラル成分・にがりを含む旨を表示する場合には，ミネラル成分・にがりを含むことによる家庭用塩の特徴のほか，ミネラル成分・にがりの種類や量について，具体的に表示することが望ましい。

イ 添加物を使用していない旨の表示

(ア) 表示の状況

調査対象商品の10.4%において，添加物を使用していない旨を強調した次のような表示がみられ，家庭用塩を製造・販売する事業者は，一般消費者に対して，このような表示により，品質等が優れた家庭用塩である旨を示そうとする傾向があることがうかがえる。

- ・ 「無添加」
 - ・ 「サラサラ感を出す為の添加物は一切使用しておりません」
 - ・ 「合成着色料・合成保存料は使用しておりません」
 - ・ 「無添加」
- (は添加物の名称。以下イにおいて同じ。)

(イ) 一般消費者の認識

一般消費者は，上記(ア)のような添加物を使用していない旨の表示から，次のように，添加物が使用されていない品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。

- ・ 添加物を使用していない家庭用塩の方が添加物を使用したものより体に良さそう

(ウ) 実際の品質等

家庭用塩には，固結防止剤，ミネラル成分等が添加されたものがあるが，このような添加物は，家庭用塩の用途に応じて使用されるため，添加物が使用されていない家庭用塩の品質が添加物が使用されたものの品質に比して優良であるとは限らない。

また，「無添加」等と，特定の添加物を添加していない旨が表示された家庭用塩に，当該添加物以外の添加物が使用されていないとは限らない。

(I) 景品表示法上の考え方

誤認されるおそれのある表示

添加物を使用していない旨を表示する場合（「無添加」、「無添加」等）、一般消費者は、当該添加物が全く使用されていない品質等が優れた家庭用塩であると、それぞれ認識するとみられる。このため、次のような表示は、家庭用塩の品質等について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すもの等であるおそれがあり、一般消費者に誤認されるおそれがある。

- ・ 添加物を使用しているにもかかわらず、添加物を使用していない旨の表示
- ・ 添加物を使用していないことを反映した品質等の優良性がほとんどないにもかかわらず、添加物を使用していないことにより品質等が優れているとする表示

なお、一般消費者に対する適正な情報提供の観点からは、特定の添加物を使用していない旨を表示するに当たり、当該表示に係る添加物以外の添加物を使用している場合には、当該添加物の名称及び使用量について、具体的に表示することが望ましい。

ウ 海洋深層水を使用している旨の表示

(ア) 表示の状況

調査対象の家庭用塩の9.6%において、海洋深層水を使用している旨を強調した次のような表示がみられ、家庭用塩を製造・販売する事業者は、一般消費者に対して、このような表示により、品質等が優れた家庭用塩である旨を示そうとする傾向があることがうかがえる。

- ・ 「海洋深層水100%使用」
- ・ 「海洋深層水仕込」
- ・ 「海洋深層水、その豊富なミネラル成分と熟成した味を天日塩にじっくり浸透させ自然のままに仕上げた体に優しい自然塩です」
- ・ 「海洋深層水を丹念に煮詰めてつくった」

（これらの表示に加えて、海洋深層水の採水地や特徴を表示し、当該家庭用塩が、豊富な栄養とミネラル成分を含んでいる旨、汚染の少ない海水から製造されている旨、成分が熟成され深みのある味である旨、体に良いものである旨等を表示したものもみられた。）

(イ) 一般消費者の認識

一般消費者は、上記(ア)のような海洋深層水を使用している旨の表示から、次のように、海洋深層水が使用された品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。

- ・ 海洋深層水が使用されていると、体に良さそう
- ・ 海洋深層水が使用されていると、味が良さそう

(ウ) 実際の品質等

家庭用塩に含まれるミネラル成分・にがりの量は、塩を結晶化させた後の脱水・乾燥の工程で変化する（上記ア(ウ)参照）ものの、通常、ミネラル成分の大部分は、にがりとともに脱水・乾燥の工程で除去されることから、家庭用塩に含まれる海洋深層水特有のミネラル分の絶対量は極めて少ないとも言われている。

(I) 景品表示法上の考え方

誤認されるおそれのある表示

海洋深層水を使用している旨を表示する場合、一般消費者は、海洋深層水が使用された品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。このため、次のような表示は、家庭用塩の品質等について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すもの等であるおそれがあり、一般消費者に誤認されるおそれがある。

- ・ 海洋深層水を全く又はほとんど使用していないにもかかわらず、海洋深層水を使用している旨の表示
- ・ 海洋深層水を使用していることを反映した品質等の優良性がほとんどないにもかかわらず、海洋深層水を使用していることにより品質等が優れているとする表示

なお、一般消費者に対する適正な情報提供の観点からは、海洋深層水を使用している旨を表示する場合には、海洋深層水を使用することによる家庭用塩の特徴について、具体的に表示することが望ましい。

(3) 地名の表示

ア 表示の状況

調査対象の家庭用塩の65.2%において、地名を強調した次のような表示がみられ、家庭用塩を製造・販売する事業者は、一般消費者に対して、このような表示により、品質等が優れた家庭用塩である旨を示そうとする傾向があることがうかがえる。

- ・ 「 で海水を天日乾燥させて作った天然塩を原料として使用」
- ・ 「 の海水だけを原料とし」
- ・ 「 産」
- ・ 「 の塩」

(は国内外の有名な塩の産地の名称やきれいな海水をイメージさせる地域等の名称。以下(3)において同じ。)

イ 一般消費者の認識

一般消費者は、上記アのような地名の表示から、次のように、当該地で採取された原材料のみを用いて製造された品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。

- ・ 特定の地域のきれいな海から採取した海水を原材料に用いて製造された塩は品質が良さそう

- ・ 汚れた海の水よりも，特定の地域のきれいな海の水を使ったものの方が品質が良さそう
- ・ 当該地の海水を100%使用して製造されていて品質が良さそう

ウ 実際の品質等

家庭用塩に表示された地名は，原材料の産地名，家庭用塩の製造場所の地名，事業者名に含まれる地名等，その由来は様々である。

また，海水，天日塩等の成分は，採取地によって差がみられるものの，これらを原材料として製造された家庭用塩の成分は製造工程において変化すると言われている（上記(1)ウ参照）。

エ 景品表示法上の考え方

誤認されるおそれのある表示

地名を表示する場合，一般消費者は，当該地で採取された原材料のみを用いて製造された品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。このため，次のような表示は，家庭用塩の品質等について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すもの等であるおそれがあり，一般消費者に誤認されるおそれがある。

- ・ 海水，天日塩等の原材料の全部又は一部について，当該地とは別の場所で採取されたものを用いて製造しているにもかかわらず，そのことが不明りょうな表示
- ・ 当該地で採取された海水，天日塩等の原材料を使用していることを反映した品質等の優良性がほとんどないにもかかわらず，当該原材料を使用していることにより品質等が優れているとする表示

なお，一般消費者に対する適正な情報提供の観点からは，当該地とは異なる場所で採取された原材料を用いて製造された家庭用塩に地名を表示する場合には，当該地名が当該商品を製造した場所の名称なのか，事業者の名称なのか等のほか，原材料の産地名等（複数の産地の原材料を使用する場合には，当該産地名や当該原材料の使用割合等）について，具体的に表示することが望ましい。

(4) 天然・自然である旨の表示

ア 表示の状況

調査対象の家庭用塩の53.0%において，天然・自然である旨を強調した次のような表示がみられ，家庭用塩を製造・販売する事業者は，一般消費者に対して，このような表示により，品質等が優れた家庭用塩である旨を示そうとする傾向があることがうかがえる。

- ・ 「100%天然天日塩」
- ・ 「天然ミネラル（天然にがり）たっぷり」
- ・ 「自然塩」

- ・ 「天然の海水をベースに」

イ 一般消費者の認識

一般消費者は，上記アのような天然・自然である旨の表示から，次のように，原材料又は製造方法が天然・自然と言える品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。

- ・ 海水を使用しており人工的でないので体に良さそう
- ・ 自然塩はミネラル成分が取り除かれていないので体に良さそう

ウ 実際の品質等

家庭用塩の中には，イオン交換膜濃縮装置を用いなくて製造されたことを理由に「自然塩」，「天然塩」等と，イオン交換膜濃縮装置を用いなくて製造され，かつ，原材料が海水であることを理由に「自然海塩」等と表示されたものがあるが，どのような原材料を用いてどのような工程で製造した家庭用塩について，また，家庭用塩のどのような成分や風味について，天然・自然と言えるのかについては明らかではない。

エ 景品表示法上の考え方

誤認されるおそれのある表示

天然・自然である旨を表示する場合，一般消費者は，原材料又は製造方法が天然・自然と言える品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。このため，次のような表示は，家庭用塩の品質等について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すもの等であるおそれがあり，一般消費者に誤認されるおそれがある。

- ・ 根拠のない天然・自然である旨の表示
- ・ 天然・自然であることを反映した品質等の優良性がほとんどないにもかかわらず，天然・自然であることにより品質等が優れているとする表示

なお，一般消費者に対する適正な情報提供の観点からは，天然・自然である旨を表示する場合には，どのような理由で天然・自然であるのかについて，具体的に表示することが望ましい。

6 まとめ

今回調査を行った家庭用塩115点のほとんどにおいて，一般消費者の本物志向，健康志向，グルメ志向等に訴求する様々な表示が行われている。一般消費者は，そのような家庭用塩の表示から，品質等が優れた家庭用塩であると認識するとみられる。

したがって，一般消費者の適正な商品選択に資する観点からは，家庭用塩を製造・販売する事業者は，家庭用塩について，合理的な根拠に基づき適切な表示を行う必要があり，さらに，当該表示の意味や根拠が一般消費者に容易に認識されるよう明りょうに表示することが望ましい。

また、家庭用塩にかかる表示の適正化をより実効性をもって進めていくためには、今回示した景品表示法上の考え方を踏まえ、当該業界において、公正競争規約の設定等を視野に入れた自主的な取組が行われることが望まれる。

7 今後の対応

(1) 不当表示への厳正な対処

公正取引委員会としては、今後とも、家庭用塩の表示に対し、監視を行うとともに、景品表示法に違反する事案に接した場合には、厳正に対処する。

(2) 事業者の自主的な取組への支援

家庭用塩における表示の適正化を図るためには、家庭用塩を製造・販売する事業者の自主的な取組が重要である。公正取引委員会としては、当該業界における表示の適正化を図るための自主的な取組について、必要な情報提供を行うなど積極的に支援していく。

(参考)

不当景品類及び不当表示防止法(抄)

(昭和三十七年五月十五日法律第百三十四号)

(不当な表示の禁止)

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と競争関係にある他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認されるため、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認めて公正取引委員会が指定するもの
- 2 (省略)

不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律(抄)

(平成十五年五月二十三日法律第四五号)

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、第四条の改正規定、第五条第一項の改正規定及び第六条第一項の改正規定並びに第九条の二の改正規定(「第四条」を「第四条第一項」に改める部分に限る。)並びに次条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正後の不当景品類及び不当表示防止法(以下「新法」という。)第四条の規定は、前条ただし書に規定する規定の施行後にした表示について適用し、同条ただし書に規定する規定の施行前にした表示については、なお従前の例による。